

改正	昭和四三年	三月二六日公営企業管理規程第二号	昭和四六年	四月三〇日公営企業管理規程第四号
	昭和四八年	四月二四日公営企業管理規程第三号	昭和四八年	八月一四日公営企業管理規程第一〇号
	昭和五一年	二月二四日公営企業管理規程第一号	昭和五一年	七月二七日公営企業管理規程第六号
	昭和五二年	四月 一日公営企業管理規程第四号	昭和五三年	四月 一日公営企業管理規程第一号
	昭和五四年	六月二九日公営企業管理規程第三号	昭和五八年	三月三一日公営企業管理規程第一一号
	平成 七年	一〇月一一日公営企業管理規程第九号	平成 九年	三月二八日公営企業管理規程第四号
	平成一一年	三月三〇日公営企業管理規程第三号	平成一一年	八月一〇日公営企業管理規程第一一号
	平成一三年	七月一七日公営企業管理規程第一三号	平成一五年	四月 一日公営企業管理規程第一三号
	平成一八年	三月三一日公営企業管理規程第一一号	平成二一年	三月三一日公営企業管理規程第九号
	平成二三年	三月二九日公営企業管理規程第七号	平成二三年	一〇月一一日公営企業管理規程第一七号
	平成二五年	三月二九日公営企業管理規程第二号	平成二八年	三月二九日公営企業管理規程第九号
	平成三一年	三月二九日公営企業管理規程第三号	令和二年	三月三十一日公営企業管理規程第一号
	令和三年	四月三十日公営企業管理規程第十号		

埼玉県工業用水道事業給水規程を次のように定める。

埼玉県工業用水道事業給水規程

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 給水の申込み及び承認（第四条—第六条）
- 第三章 給水施設等（第七条—第十条）
- 第四章 給水（第十一条—第十八条）
- 第五章 雑用水（第十九条・第二十条）
- 第六章 雑則（第二十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、県の経営する工業用水道事業による給水に関し必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第二条 給水区域は、別記第一のとおりとする。

（給水の対象）

第三条 給水を受けることができる者は、給水区域内において工業（工業用水道事業法（昭和三十三

年法律第八十四号) 第二条第一項に規定する工業をいう。) を営む者で次の各号の一に該当するものとする。

- 一 一給水先あたりの申込使用水量が一日三十立方メートル以上の者
- 二 前号に掲げる者を除くほか、管理者が公益上特に必要があると認めた者

第二章 給水の申込み及び承認

(給水の申込み及び承認)

第四条 給水を受けようとする者は、様式第一号の給水申込書により、管理者に給水を申し込まなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申し込みをした者が前条の規定に該当し、かつ、工業用水道の給水能力に余裕があることを確認した後、第九条第四項に定める検査に合格し給水可能となつたときは、様式第二号の給水承認通知書により当該申込みをした者に、一日あたりの使用水量(以下「基本使用水量」という。)、給水開始期日及び承認条件等を通知するものとする。

(特別給水の申込み及び承認)

第五条 前条第二項の規定により給水承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、基本使用水量を超える給水を受けようとするときは、様式第三号の特別給水申込書により、管理者に給水を申し込まなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申込みを受けた場合において工業用水道の給水能力に余裕があるときは、一時間あたりの使用水量並びに使用の期間及び時間を定めてこれを承認し、様式第四号の特別給水承認通知書により、当該申込みをした者にその旨を通知するものとする。

(基本使用水量等の変更)

第六条 第四条第二項及び前条第二項の規定による承認の内容は、変更しないものとする。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前二条の規定は、前項ただし書の規定による承認の内容の変更について準用する。ただし、変更の申出は様式第五号の基本使用水量等の変更申込書により行うものとする。

第三章 給水施設等

(構造等の基準)

第七条 既設の県工業用水道配水管から分岐し、受水しようとする事業所の受水槽に至るまでの給水設備等(以下「給水設備等」という。)の構造、材質、性能及び設置の場所は、水道部長が別に定める工業用水道給水施設構造基準に適合しているものでなければならない。

- 2 水道管理課長は、給水設備等の機能を確認することができるものとする。

(設置及び管理等)

第八条 給水設備等の設置は、使用者が負担するものとする。

- 2 給水設備等のうち、道路法に基づく道路(以下「道路」という。)に設置する制水弁から事業所に至る給水管、量水器、受水槽及びその他の給水設備(以下「給水施設」という。)の管理及び撤去に係る費用は、使用者が負担するものとする。

- 3 道路に設置する給水設備等の管理については、あらかじめ管理者と協議するものとする。

(給水施設の工事)

第九条 使用者は、給水施設の新設、改造、修繕又は撤去をしようとするときは、あらかじめ様式第六号の給水施設工事計画承認申請書を水道管理課長に提出し、当該新設等の工事計画について承認を受けなければならない。

- 2 水道管理課長は、前項の工事計画を承認したときは、様式第七号の給水施設工事計画承認通知書により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

- 3 使用者は、第一項の新設等の工事が完成したときは、様式第八号の給水施設工事完成届により、すみやかに水道管理課長にその旨を届け出て、その検査を受けなければならない。

- 4 水道管理課長は、前項の届出を受けたときは完成検査を実施し、第七条に定める基準に適合していることを確認した時は、当該申請者にその旨通知するものとする。

(異常がある場合の措置)

第十条 使用者は、善良な管理者の注意をもつて給水施設を管理し、給水施設に異常があると認めるときは、直ちに水道管理課長に届け出るとともに、すみやかに必要な措置をとらなければならない。

第四章 給水

(給水の原則)

第十一条 災害その他やむを得ない事由がある場合、工業用水道の新設、改造、修繕等の工事を行う場合又は第二十一条の規定による場合を除き、給水を制限又は停止しない。

2 水道部長は、第二十一条の規定による場合を除き、給水を制限又は停止しようとするときは、あらかじめその日時、区域、理由等を使用者に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(損害補償の免責)

第十二条 県は、前条第一項及び第二十一条に規定する場合に該当する事由により給水を制限若しくは停止した場合又は災害その他の不可抗力により給水することができなかつた場合において、使用者に損害が生ずることがあつても、その補償の責めを負わないものとする。

(水質及び水圧)

第十三条 水質は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- 一 濁度 十五度以下
 - 二 水素イオン濃度 五・八以上八・六以下
- 2 配水管末における水圧は、〇・〇四九メガパスカル以上とする。

(均等受水の原則)

第十四条 使用者は、工業用水道から常時均等に受水するように努めなければならない。

2 管理者は、使用者が工業用水道から常時均等に受水していないと認めるときは、当該使用者に対し、受水槽の設置及び増設等について必要な指示をすることができる。

(使用の中止及び廃止)

第十五条 使用者は、工業用水道の使用を中止又は廃止しようとするときは、様式第九号の使用中止（廃止）申請書によりあらかじめ管理者の承認を得なければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理し、やむを得ないと認めるときは様式第十号の使用中止（廃止）承認書により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(使用水量の確認)

第十六条 水道企画課長は、毎月、別途定める日（使用者が工業用水道の使用を中止又は廃止した場合にあつては、水道企画課長が特に定める日）に使用水量を確認し、これを様式第十一号の使用水量通知書により、使用者に通知するものとする。

2 量水器の故障等により使用水量を確認することができないときは、前三月間の使用水量その他の状況を考慮して水道企画課長が使用水量を認定し、これを様式第十二号の使用水量認定通知書により、使用者に通知するものとする。

3 水道企画課長は、使用水量等を確認するため使用者が設置した量水器等について確認をすることができるものとする。

(使用者情報等の変更)

第十七条 使用者は、住所又は氏名（法人にあつては、当該法人の本店または主たる事務所の所在地、名称又は商号及び代表者の職、氏名）に変更があつたときは、様式第十三号の使用者情報等変更届により、すみやかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(権利義務の承継)

第十八条 使用者は、工業用水の給水に関する一切の権利又は義務を第三者に貸付け、譲渡又は引き受けさせてはならない。ただし、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 相続、合併又は分割（工業用水道を使用する事業の全部を承継させるものに限る。）により、相続人、合併後存続する法人、合併により設立した法人又は分割により工業用水道を使用する事業の全部を承継した法人が使用者の地位を承継したときは、様式第十四号の使用者の地位承継届により、すみやかにその旨を管理者に届け出なければならない。

第五章 雑用水

(雑用水の給水)

第十九条 管理者は、工業用水道の供給能力に余剰が生じている場合、工業用水需要が発生するまでの暫定措置として、給水の期間を原則として一年間とする雑用水の給水を認めるものとする。ただし、給水期間が満了する日の一月前までに、管理者又は使用者から雑用水の給水終了の申出がない

ときは、給水期間の満了する日の翌日から一年間給水期間が延長されたものとし、以後これに準じるものとする。

2 雑用水の供給を受けることができる者は、第二条に定める給水区域内にある一給水あたりの申込使用水量が原則として一日三十立方メートル以上の事業所で、次の各号の一に該当するものとする。

一 公共施設等であつて、地域の開発振興に資する学校、教育施設、下水処理場、し尿処理場、ごみ焼却場等

二 地盤沈下対策等のため、地下水から水源転換を余儀なくされる冷暖房施設の運転等施設等

三 産業の健全な発達に資する、操車場等の洗車用水、建設現場、植物工場等の農業用施設、商業施設等

四 地域環境と調和を図るため、工業用水道から給水することが適当な浄水場等に隣接する公園施設等

五 第一号から前号のほか、管理者が雑用水の供給を適当と認める施設等

3 第四条及び第六条から第十八条並びに第二十一条に定める規定は、雑用水の給水に係る手続き等について準用する。

(雑用水の料金)

第二十条 雑用水に係る料金は月額とし、その額は次に掲げる種別ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額に百分の百十を乗じて得た額とする。

一 国、地方公共団体又はこれに準ずる公共、公益的団体等が運営する事業所で、管理者が認めた事業所に供給する場合 基本料金は、基本使用水量に当該月（使用水量を確認する日（以下「検針日」という。）の翌日から次の検針日までの期間をいう。以下同じ。）の日数を乗じて得た水量に対し、埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年十二月二十日条例第六十五号）（以下「条例」という。）第三条第一項第二号に規定する特別料率を乗じて得た額とする。また、基本使用水量を超えて雑用水を使用した場合の超過料金は、条例第三条第一項第三号の規定を準用して得た額とする。

二 前号以外の事業所に供給する場合 基本料金は、基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量に対し、条例第三条第一項第三号に規定する超過料率を乗じて得た額とする。また、基本使用水量を超えて雑用水を使用した場合の超過料金は、条例第三条第一項第三号の規定を準用して得た額に二を乗じて得た額とする。

2 検針日の翌日から次の検針日までの間に、雑用水の使用を開始、中止、又は廃止したときの料金は、日割計算によるものとする。

3 条例第四条から第七条及び条例附則（昭和四十五年十月七日条例第五十五号抄）第十四条に定める規定は、雑用水の料金徴収に係る事項について準用する。

第六章 雑則

(給水承認の取消し等)

第二十一条 管理者は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、第四条第二項若しくは第五条第二項の規定による給水の承認を取り消し、又はその理由の継続する間給水を停止することができる。

一 第九条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

二 第十条の規定による措置をとらなかつたとき。

三 第十四条第二項の規定による指示に従わなかつたとき。

四 第十八条第一項の規定に違反したとき。

五 故意に、工業用水道の施設を損傷し、工業用水を汚染し、又はその給水を妨げたとき。

六 不正の行為により料金の徴収を免れ、又は免れようとしたとき。

2 管理者は、使用者が料金を納期限までに納入しないときは、完納するまで給水を停止することができる。

附 則

1 この規程は、昭和四十二年一月一日から施行する。

2 埼玉県工業用水道条例施行規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第七号）は、廃止する。

3 この規程施行の際現に埼玉県工業用水道条例（昭和三十九年埼玉県条例第七十八号）及び前項の規定に基づいてなされている給水の承認の処分その他の処分及び給水の承認の申請その他の手続

は、それぞれこの規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和四十三年三月二十六日公営企業管理規程第二号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第十六条並びに様式第九号及び第十号に関する改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年四月三十日公営企業管理規程第四号）

- 1 この規程は、昭和四十六年五月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を發せられない限り、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

上欄	下欄
企業局総務課	企業局管理部総務課
企業局経理課	企業局管理部経理課
企業局電気課	企業局建設部電気課
企業局開発課	企業局建設部開発課
企業局企画調整課	企業局管理部企画調整課
埼玉県大洞第一発電所	埼玉県大滝発電管理事務所
埼玉県大洞第二発電所	
埼玉県二瀬発電所	
埼玉県玉淀発電所	埼玉県玉淀発電管理事務所
埼玉県上水道工業用水道建設事務所	埼玉県水道建設事務所

附 則（昭和四十八年四月二十四日公営企業管理規程第三号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年八月十四日公営企業管理規程第十号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年二月二十四日公営企業管理規程第一号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年七月二十七日公営企業管理規程第六号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年四月一日公営企業管理規程第四号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日公営企業管理規程第一号）

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年六月二十九日公営企業管理規程第三号）

この規程は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月三十一日公営企業管理規程第十一号）

- 1 この規程は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 2 この規程施行の際、作成されている「給水申込書」等はこの規程の各相当規程に基づいて作成されたものとみなす。

附 則（平成七年十月十一日公営企業管理規程第九号）

- 1 この規程は、平成七年十一月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に第七条の規定による承認を受けている給水施設の構造等の基準については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二十八日公営企業管理規程第四号）

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十日公営企業管理規程第三号）

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年八月十日公営企業管理規程第十一号）

この規程は、平成十一年八月十六日から施行する。

附 則（平成十三年七月十七日公営企業管理規程第十三号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日公営企業管理規程第十三号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日公営企業管理規程第十一号）

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日公営企業管理規程第九号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十九日公営企業管理規程第七号）

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十一日公営企業管理規程第十七号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日公営企業管理規程第二号）

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日公営企業管理規程第九号）

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日公営企業管理規程第三号）

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十条第一項の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 第二十条第一項の改正規定の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の雑用水の料金の算定については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

別記第一（第二条関係）

給水区域

名称	給水区域
南部工業用水道	蕨市、戸田市、草加市、八潮市、川口市（県道さいたま草加線と県道大間木蕨線との交点以北の県道大間木蕨線以東で、同交点以東の県道さいたま草加線及び市道幹線四十三号線以北の地域並びに市道幹線四十三号線と県道さいたま鳩ヶ谷線との接点以南の県道さいたま鳩ヶ谷線以東で県道金明町鳩ヶ谷線以北の地域（桜町二丁目から同町六丁目までの地域及び鳩ヶ谷本町二丁目の地域を除く。）を除く。）及びさいたま市（中央区及び桜区の全域、大宮区のうち県道新方須賀さいたま線以南で、東日本旅客鉄道東北本線以西かつ東日本旅客鉄道東北新幹線以東の地域、浦和区及び南区のうち東日本旅客鉄道東北本線以西の地域に限る。）